

令和 4年度第1017号

四万十市空き家等利活用促進モデル事業 協定書

四万十市（以下「甲」という。）と、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会高知県本部（以下、当該2団体を「乙」という。）とは、「四万十市空き家等利活用促進モデル事業」（以下、「本事業」という。）を実施するため、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力をし、四万十市内（以下「市内」という。）の空き家等の利活用を促進することにより、空き家等の増加抑制を図り、良好な生活環境の保全を推進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物で、現に居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等の所有者又はその法定相続人など、空き家等に係る所有権その他の権利を有し、空き家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 登録事業者 乙に所属し、本事業の事業者として乙から推薦を受け、甲が登録したものをいう。
- (4) 利活用 ある者が活用することで、それ以外の者が利用することをいう。
- (5) モデル事業 一定期間事業化して展開させ、その効用を確認して評価する事業をいう。

（適用範囲）

第3条 本協定は、空き家等の所有者等が、本事業の申込みを行い登録事業者の紹介を受けるまでに甲が行うすべてに適用されるとともに、本事業の申込みを行われた空き家等に対して乙及び登録事業者が行うすべてに適用されるものとする。

（協定事項）

第4条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとする。ただし、本事業における具体的な連携・協力方法については「四万十市空き家等利活用促進モデル事業実施要領」に基づき実施するものとする。

- (1) 空き家等の利活用の推進に関すること。
- (2) 空き家等の対策の推進に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- (3) 空き家等に関する相談及び専門的な助言に関すること。
- (4) 空き家等の対策に必要な情報の共有及び発信に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施にあたり必要なこと。

（登録事業者）

第5条 乙は、本協定に関し、乙に所属する事業者から賛同を得たものを甲に推薦するとともに、甲に対して登録事業者の申請をするものとする。なお、甲は申請のあった事業者を審査し、登録事業者として登録する。

2 登録事業者の有効期間は、本協定の有効期間に準ずるものとする。また、登録事業者は、本協定の有効期間が更新される場合において、登録事業者の有効期間の更新を希望するときは、甲に更新の申請をするものとする。

（秘密の保持）

第6条 本事業に携わる者は、履行に際して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不正に使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により終了の申し出を行わないときは、本協定は有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、その後も同様とする。ただし、期間途中で協定を解除する場合は、解除の日の1ヶ月前までに文書により申し出を行うものとする。

2 前項の規定により、この協定が解除され損害が発生した場合であっても、お互いにその損害を請求しない。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。ただし、甲は、所有者等と登録事業者とで生じる空き家等の取引に係る契約等について、一切これに関与しないものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年3月1日

甲 四万十市
四万十市長 中平 正宏



乙 高知市上町1-9-1
公益社団法人 高知県宅地建物取引業協会 会長 矢間 慎一



高知市本町1-2-14
公益社団法人 全日本不動産協会高知県本部 本部長 中澤 正志

